介護事業所等に対するサービス継続支援事業（設備・備品等購入費等補助）に係るFAQ

分類	No.	照会内容	回答内容
1＿補助単価について	1	訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションの３つのサービスがあります。訪問看護と訪問リハビリテーション事業所番号は共通で、事業所番号は２つです。当センターの補助額はいくらでしょうか。	それぞれの種別で算定いただいて構いません。 訪問看護20万円、訪問リハ20万円、通所リハ20万円の計60万円です。
1＿補助単価について	2	訪問介護、通所介護の延べ訪問回数や延べ利用者数の基準はいつになるでしょうか。	令和７年４月サービス提供分から令和７年９月サービス提供分までの平均により判断します。
1＿補助単価について	3	認知症対応型通所介護と認知症対応型共同生活介護についてそれぞれ上限がありますが、共用型の認知症対応型通所介護の場合にもそれぞれの上限が設定されますか？	共用型認知症デイについても補助対象になりますので、共用施設とは別で補助上限額を算定していただいて構いません。
2＿補助対象事業所について	4	「設備・備品等購入費」の申請を行う予定ですが、１事業所で２つのサービス（グループホームと認知症デイ）を実施しています。どちらも申請することが出来ますか。	複数サービスが実施されている場合は、どちらも申請することが可能です。
2＿補助対象事業所について	5	対象事業者に通所リハビリテーションが挙げられていますが、みなし施設も対象となりますでしょうか？	医療系のみなし指定事業所については、補助対象になりますが、令和７年９月以降から申請時点までに介護保険サービスの利用者がいない場合は、実績がない事業所として、補助対象外になります。
2＿補助対象事業所について	6	補助対象外として、「空床利用の短期入所生活介護」とありますが、当事業所は定員10名の短期入所生活介護です。特養に空きが出た際にそのベッドを短期入所で使用することで届出してはいるが、当事業所は補助対象でよいか、補助対象外になるか。	空床利用の短期入所については、申請時点の空床利用状況に関係なく、本体施設の定員で補助額が算定されるため、補助対象外としています。空床利用ではない併設型の短期入所については、補助対象になります。
2＿補助対象事業所について	7	当事業所は病院からのみなしで訪問リハビリに従事しているのですが、病院からのみなしでも今回の支援事業の対象となりますでしょうか。	医療系のみなし指定事業所については、備品購入補助の補助対象になりますが、令和７年９月以降から申請時点までに介護保険サービスの利用者がいない場合は、実績がない事業所として、補助対象外になります。ご申請の際は「サービス提供実績記録票」も添付ください。
2＿補助対象事業所について	8	歯医者を運営しています。訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションで事業所番号が発行されているみなし事業者です。本補助金の対象ですか？	左記のサービスを令和７年９月以降から申請時点までに行っていなければ実績がない事業所として、補助対象外になります。「居宅療養管理指導・居宅療養介護指導」のサービスについても対象外となります。ご申請の際は「サービス提供実績記録票」も添付ください。
2＿補助対象事業所について	9	新設の法人であり、施設の開所日が令和8年7月1日であるが、申請日に未開設であっても補助対象になるかご教示願いたい。	申請日時点で指定を受けていれば、補助対象となります。
3＿補助対象経費について	10	サービス継続支援事業のご説明の中の「光熱水費」についてお伺いいたします。 これは、毎月発生する電気料金も対象としてよろしいでしょうか。 それとも、猛暑等の気候変動により通常よりかかり増した分となりますか？	かかり増し分に限定せず、通常発生する料金を対象として構いません。 なお、補助対象になるのは、交付決定日以降（早ければ7月以降の予定）に発生した電気料金になりますので、ご注意ください。
3＿補助対象経費について	11	①光熱水費の申請について、施設で使用する燃料（Ａ重油、灯油等）、電気代、水道代を対象経費として申請して良いか。 ②光熱費を申請する場合、複数月（例えば9月～11月までの電気代を積算して申請）という考え方で良いか。 ③光熱水費の支払いは自動引き落としが多いかと思うが、その場合の支払い証憑は何を提出すればよいか。	①対象経費として考えて差し支えありません。 ②複数月を対象にして構いませんが、交付決定日以降に発生した経費が補助対象になります。 ③例として、電気代、水道代であれば、検針票などの経費の名称と金額が分かるもの、燃料代であれば、給油時のレシートや領収証が考えられますが、それらが保管されていない場合は、口座引き落とし額が分かる通帳の写しやクレジットカード会社が発行する明細の写し（残高など補助に関係しない部分は黒塗りしてください。）等でも構いません。
3＿補助対象経費について	12	「設備・備品等購入補助金」「食料品購入補助金」については事業を完了させ、請求書・実績報告書を提出した後の事後清算という解釈でよろしいでしょうか？もしくは前金払請求書の提出により見込み額が事前に入金されるのでしょうか？	事後精算により補助金交付する取扱いとしています。事前に入金されるものではありません。
3＿補助対象経費について	13	エアコンの設置を検討していますが、ポータブルではないエアコンは対象となりますか？	交付申請の手引きに記載のとおり、単品で30万円しない製品を購入される場合は補助対象になりますが、設置工事の費用は対象になりません。
3＿補助対象経費について	14	訪問看護の移動に使用する自動車は、リース契約としております。 リースに係る経費は、補助対象となりますでしょうか。	本補助金は、物品購入に係る補助事業であり、リースに係る経費は補助対象になりません。

3＿補助対象経費について	15	介護事業所等に対するサービス継続支援事業【設備・備品等購入費等】の補助金につきまして、通所介護事業所と居宅介護支援事業所の対象経費に電気代も入りますでしょうか。エアコンの燃料が電気となっております。	電気代については補助対象と考えていただいて差し支えありませんが、交付決定日以降に生じた経費が補助対象になります。
4＿申請方法について	16	ガソリン代の過去の請求額についてガソリンスタンドにて一覧で利用金額等出してもらいましたが、事業所の給油ではないものも含んだ記載でした。一覧の中で、事業所での給油は番号の振り分けがあり、記載されているのでわかるのですが提出の際に分かるようにチェック等入れて申請でも問題ないでしょうか？	ガソリンスタンドが作成したと判別可能なものであれば、参考資料として提出いただいて構いません。ご質問のとおり、該当する給油と該当しない給油が混在している場合は、チェックを入れるなどご対応願います。また、交付決定日以降に生じた経費が補助対象になります。
4＿申請方法について	17	設備・備品等購入費等 と 食料品購入費等 について特養は両方申請できるという理解でよろしいでしょうか。	特養については、設備・備品補助、食料品補助の両方が補助対象になります。
4＿申請方法について	18	電気料金の場合、見積書は必須でしょうか？ 領収書は銀行の振込受付書で代用可能でしょうか？取引先ごとの領収書徴取が必要でしょうか？	電気代を補助対象にしたい場合、電気料金の明細書等を添付いただくようお願いします。領収書、請求書、納品書等のうち、補助対象経費の内容、金額等が判断できる、いずれかの資料で審査することを想定しています。
4＿申請方法について	19	①同一敷地内で複数のサービスを一体的に運営している事業所の場合、サービスごとの申請は可能でしょうか。例えば事業所番号同一の場合は１つのサービスのみ申請可など。 ②購入・納品のスケジュールはいつから可能か。 ③実績報告書提出時の添付書類を教えて下さい。	①複数サービスが実施されている場合は、種別毎に申請することができます。 ②補助対象になるのは、交付決定日以降に生じた経費ですので、購入・納品は、交付決定通知が届いてから（または、交付決定日の確認ができ次第）行ってください。 ③実績報告時の添付資料は、領収書、請求書、納品書等、補助対象経費の内容、金額等が判断できる、いずれかの資料で審査することを想定しています。領収証等の原本は不要で、写しなどをご提出いただきます。
5＿実績報告について	20	計画と実績が商品、単価、数量全て一致する必要があるか	金額については燃料費や光熱費等、概算見積での申請もある事を踏まえ、完全に一致する必要はございません。指令文に記載の補助対象経費より20％以上の増減がない限り、変更申請をする必要はございません。
5＿実績報告について	21	同一の種類であれば商品の型式などが実績で変わってもよいか	計画時に提出した資料と同等の品であれば、メーカーや型式が変わっても構いません。
5＿実績報告について	22	申請時とは違う種類の経費内容で実績報告してよいか（申請時は暑さ対策の断熱カーテンとして実績時は災害備蓄用の飲料水にするなど）	別の種類の備品でも、事業を円滑に継続させる為の備品、光熱水費や災害備蓄等への対応の経費であれば問題ありません。変更申請をする必要もございません。
5＿実績報告について	23	9月1日以降の経費が対象とのことですが8月分の経費が補助対象外となった為に上限金額の補助が受けられません。申請時には提出していなかった備品等を追加で購入したり、もともと申請していた備品の数を増やして購入することは可能でしょうか？またその場合、変更承認を受ける必要はありますか？	指令文に記載の補助対象経費より20％以上の増減がなく、且つ手引きに記載している対象備品であれば追加購入が可能です。変更承認を受ける必要はありません。購入予定備品が対象物か確認されたい場合は事務局にお問い合わせください。
5＿実績報告について	24	申請時に提出していた見積書の備品が大幅に値下げとなりました。変更承認を受ける必要はありますか？	指令文に記載の補助対象経費より20％以上減額される場合は一度事務局までお問合せ下さい。
5＿実績報告について	25	インターネットで購入する場合に、販売店から請求書が出せないと言われてしまった場合は何を提出すれば良いですか？	購入時点での商品ページのスクリーンショットや、注文完了メールのスクリーンショットをご提出下さい。支払金額と一致していれば問題ありません。
5＿実績報告について	26	小売店で備品購入する場合でも請求書や、納品書が必要ですか？	一般的通常取引の中で発行されない書類については提出不要ですが、その際は購入品、購入日等の詳細が記載された領収書のご提出をお願いいたします。一式表記の領収書等、詳細が不明な場合は別途資料の提出を依頼することがあります。

介護施設等に対するサービス継続支援事業（食料品購入費等補助）に係るFAQ

分類	No.	照会内容	回答内容
1＿補助対象施設について	1	対象施設に、認知症高齢者グループホームは含まれますか？	食料品購入費等補助については、認知症高齢者グループホームは補助対象になりません。
1＿補助対象施設について	2	食材料費の補助は有料老人ホームは対象外なのでしょうか？	食料品購入費等補助については、有料老人ホーム（特定施設入所者生活介護の指定を受けている事業所を含む）は補助対象になりません。
2＿補助対象経費について	3	当施設はＡ株式会社に食事提供サービスを業務委託しておりまして、その業務委託料も対象になるか？	委託により食事提供している場合の業務委託料も補助対象となります。
2＿補助対象経費について	4	当施設では、米調達のみ施設で行っているが、米代に充当するのは可能か。	米代に充当可能です。
3＿申請方法について	5	見積書や領収書の添付は必要でしょうか。	交付決定のための参考資料として見積書の写しの提出をお願いしたいところですが、事業所によっては見積書を取って食料品を購入しているわけではない事業所もあるかと思いますので、食事提供の年間委託契約書の写し（月ごとの費用を割り返してメモし、補助対象にしたい期間を示していただく等の対応をお願いする場合があります）や、過去の食料品購入実績が分かるものの写し（発注書や請求書など）を添付して下さい。
3＿申請方法について	6	「設備・備品等購入費等」と「食料品購入費等」については別の事業と捉え、それぞれ申請可能なのでしょうか。	「介護老人福祉施設」、「介護老人保健施設」、「介護医療院」、「地域密着型介護老人福祉施設」、「短期入所生活介護」、「養護老人ホーム」、「軽費老人ホーム」については、それぞれ申請可能です。それぞれのサービスでの申請が必要となります。
4＿実績報告について	7	申請時同様、介護サービスを円滑に継続させるためや災害備蓄等対応の備品と給食委託費や食料品の実績報告はそれぞれ様式を作成する必要がありますか？	別記第13号、14号、15号、16号についてはそれぞれの申請ごとに作成、提出が必要です。
4＿実績報告について	8	特養とショートステイで給食委託費が一括請求されます。支払いも一括で行う場合、どのように実績報告をすれば良いでしょうか？	※実績の証明として提出する請求書等が、複数事業所でまとまっている場合等は、各事業所ごとの利用金額が分かるよう、請求書等にマーカー線を引いてください。事業所ごとに金額が記載されていない場合は按分計算書の提出が必要です。